

第9回 基本方針策定タスク 議事録

1. 日 時 平成14年12月4日(水) 18:00～21:30

2. 場 所 日本電気協会 4階 B会議室

3. 出席者 (順不同, 敬称略)

委 員: 班目主査(東京大学), 遠藤(日本原電), 寺津(東京電力), 新田(関西電力),
樋口(日本原電), 村上(東京電力), 山川(日本原電), 渡邊(東京電力),
浅井(日本電気協会)

欠席委員: 近藤委員長(東京大学), 唐澤(東京電力), 本陣(東京電力)

事務局: 堀江, 上山, 國則, 平田, 福原(日本電気協会)

オブザーバー: 中村(関西電力)

4. 配付資料

- No.9-1 第8回 基本方針策定タスク 議事録(案)
- No.9-2 原子力規格委員会の検討課題
- No.9-3 原子力規格委員会の審議のあり方について(案)
- No.9-4 ロバーツの会議運営の手引き
- No.9-5 規約に基づいた既存の規格の制定について(案)
- No.9-6 原子力施設に関する民間規格の所掌について(回答)
及び発行図書の記事許可のお願い
- No.9-7 委員表彰制度について(案)
- No.9-8 規約制・改定案の審議～規約上の要求事項について(案)
- No.9-9 各規格(JEAC/JEAG)における品質保証要求事項の扱いについて(案)
- No.9-10 日本電気協会 原子力規格委員会 規約(案)

5. 議事

(1) 前回議事録確認

資料 No.9-1 に基づき, 事務局から, 前回議事録案の説明があり, 原案どおり了承された。

(2) 原子力規格委員会の検討課題の紹介について

資料 No.9-2 に基づき, 事務局から, 今回タスクで審議する項目について説明があった。

(3) 原子力規格委員会の審議のあり方について

資料 No.9-3 に基づき, 事務局から, 現状の原子力規格委員会全体としての審議状況などが紹介され, 原子力規格委員会における総合的な審議が効果的におこなわれるための検討について以下の議論がなされた。

旧体制からの経緯もあり、本来必要な体制になりにくく、分科会の責任のあり方・審議状況が十分とはいえない。分科会が検討会的になっており、各分科会から上程されてくる規格案も統一された様式にはなっていない。また、過渡期とはいえ原子力規格委員会に諮られた規格案の多くが編集上のコメントを受けて分科会に差し戻しになっている。その原因として、解説がなくても規格が理解・履行できるものとするなどの策定に当たっての方針が変わったことについて分科会・検討会に浸透していないことが挙げられる。それを示す規格作成手引きは原子力規格委員会でもこれについての紹介されたが、内容の議論は余りされなかったのが実情である。

そこで、原子力規格委員会で規格編集上の議論を行わなければならない状況を解決するため、

- 1) 規格作成手引きの重要なポイントを再度原子力規格委員会にて確認してもらう。
- 2) なぜそうすべきなのかなど規格作成手引きの背景を加えて分科会・検討会に周知徹底を図る。

この2点を当面の解決策として本案に追記し、次回の原子力規格委員会に諮ることとするが、上記は当面の解決策であり本質的な解決策については継続してタスクにて議論していく。また、本文と解説の扱いなど規格の様式については、規格作成手引きに則って策定された規格を例示することで規格作成者に理解を深めてもらうこととする。

併せて資料 No.9-4 に基づき、樋口委員から、ロバーツの会議運営の手引きについて概要の説明があり、その要約版を次回の原子力規格委員会に参考として紹介することとした。

(4) 規約に基づいた既存の規格の制定について

資料 No.9-5 に基づき、事務局から、技術基準などに適用されている規格及び制定後5年以上経過している規格について、現行の規約に基づいたプロセスによる規格の制定の方法について説明があった。規約に基づいてできるだけ早く制定することが必要であるが、旧体制にて策定された規格は解説の扱いなど新体制での規格作成手引きに則っていないので、平成13年度の規格改廃要否で、改定が否となった規格でも見直しが必要となる。技術基準などに適用されている規格及び制定後5年以上経過している規格を優先し、その他の規格も現在の規約に則った見直しを行うこととする。その旨を追記し、次回の原子力規格委員会に本案を諮ることとする。

(5) 「原子力施設に関する民間規格の所掌について」日本機械学会からの回答及び転載依頼について

資料 No.9-6 に基づき、事務局から、日本機械学会から「原子力施設に関する民間規格の所掌について」の回答と JEAG4613-1998「原子力発電所配管破損防護設計技術指針」の転載依頼について説明があった。

「原子力施設に関する民間規格の所掌について」については、調整の場を設けるべきとの回答があったが、民間規格のすみわけについては以前からの課題であり、社会的動向を注視しつつ継続して協議が必要であるとの認識で一致した。また、転載依頼については、利用者の利便性を考え、また、民間規格のすみわけの調整も行われていない状況であることを考慮し、今回の転載依頼は了承することとする。

(6) 委員表彰制度について

資料 No.9-7 に基づき、事務局から、表彰制度とその規約案について説明があり、委員会構成メンバーに原子力規格委員会、分科会、検討会のメンバーが含まれていることが分かるように規約案を修正し、次回の原子力規格委員会に諮ることとした。

(7) 規格制・改定案の審議に関する規約等の要求事項について

資料 No.9-8 に基づき、事務局から、現状の委員会規約及び運営規約細則について書面投票における内容の一部に不明瞭な点があり検討が必要であることの説明があった。

議論の結果、以下のような対応とすることとした。

- 1) 意見付き反対の通知を全委員と提案者に送付するように委員会規約に合わせ、運営規約細則を修正する。
- 2) 投票期間延長の決定を、委員会決議とするように委員会規約に合わせ運営規約細則を修正する。
- 3) 反対意見の対応の結果として技術的変更を行なう場合は、委員全員に対応案を通知するとともに 2 週間の期限付きで再投票を行うことができることを運営規約細則に合わせ規約に追加する。
- 4) 「運営規約細則の反対票を投じた委員は代替案を提案する」との記載を規約に合わせて削除する。
- 5) 意見付きの賛成については、委員会規約や運営規約細則にその扱いについて明記されていないが、その扱いについては、意見については回答を行ない、あくまでも賛成投票であるので、次の手続きに進んでも良い。ただし、意見とその回答については次の原子力規格委員会にて報告することとする。

(8) 各規格における品質保証要求事項の扱いについて

資料 9-9 に基づき、事務局より、前回の原子力規格委員会でタスクにて検討するように依頼があったとの前置きがあり、他規格(JEAC/JEAG)の品質保証要求事項の扱いについて(「JEAG4101 原子力発電所の品質保証指針」に拠るとの説明文を他規格に記載してもよいか否かの検討課題)の説明があった。議論の結果、JEAG4101 の内容を十分考慮し、規格本文に記載するかどうかは各々の規格個別毎に判断することとした。

(9) 原子力規格委員会の規約の改定について

No.9-10 に基づき、事務局より、現行の規約は他の条項を受けている記述が多く、分りづらいので条文の修正を行う。委員の代理者は委員(分科会)の承認を必要とすることを追記した規約の改定案の説明があり、議論の結果、案どおりとし次回の規格委員会に諮ることとした。

(10) その他

次回の開催は、12 月 11 日開催の次回原子力規格委員会の結果を踏まえて、別途調整することとした。

以 上